

別冊 新型コロナウイルス感染症について



市民のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症につきましては、県内の1日あたりの新規感染者が8月26日に515人を記録するなど、8月から9月にかけて大きな感染拡大の波がありました。本市におきましても、8月に32人、9月に入ってから13人（9月20日現在）の新規感染が判明するなど、いつ誰が新型コロナウイルスに感染してもおかしくない状況となっています。

しかしながら、市民のみなさま、市内事業者のみなさまが、しっかりと感染症対策を徹底していただき、感染拡大防止に取り組んでいただいていることが、新規感染者の減少という形で現れてきています。

引き続き、マスクの着用、手洗い、うがい、3密を避ける、不要不急の外出を控えるなど、家族や友人といった大切なかたがたの命を守るため、感染症対策の徹底をお願いします。

また、本市における2回目のワクチン接種率は全体（12歳以上）で約79%（9月19日現在）、65歳以上では約92%と高い値となっています。さらに、10月もワクチン未接種のかたを対象に集団接種を予定していますので、希望されるかたは本誌5ページを参照のうえ、申し込んでください。

なお、今後の状況を見極めながら、市内経済活性化策などを実施する準備もしています。最近はより感染力の高い変異株への置き換えが進んでおり、油断はできませんが、市民のみなさまが元気で安心して暮らせる日を取り戻せるよう対策に取り組んでいきます。

今後とも、新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

鳥羽市長 中村 欣一郎

発症などの症状があるときの相談・受診について

発熱・咳などの症状がある場合

かかりつけ医などの医療機関に電話相談

・かかりつけ医などの医療機関がない場合
・相談する医療機関に迷う場合

受診・相談センターに電話相談

9時～21時 ☎0596 ⑦ 5140（伊勢保健所）
21時～ 9時 ☎059-229-1199（三重県救急医療情報センター）

- ・相談先の案内に従って受診してください。
- ・診療時間や受診方法などが通常と異なる場合がありますので、受診前に電話にて相談してください。

STOP !! コロナ差別

新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見、いじめをなくそう！

市民課人権・市民交流係 ☎ ②⑤ 1141



新型コロナウイルス感染症は、いつ、誰が感染してもおかしくありません。差別や偏見、誤った情報の拡散は、人々の不安をあり、感染拡大防止の妨げにもなります。これらの行為は絶対に行わないよう、正しい情報に基づく冷静な行動をお願いします。わたしたち一人ひとりがお互いの立場を理解し、思いやりの心を持つことで、差別のない、安心して暮らせる鳥羽にしましょう。

- 感染されたかたやそのご家族、医療従事者などへの差別、誹謗中傷は人権侵害です。
- 新型コロナウイルスワクチン接種は強制ではありません。さまざまな事情で接種を受けることができないかたもいらっしゃいますので、職場やまわりのかたに接種を押しつけることや、接種を受けていないかたに差別的な扱いは行わないでください。
- 県外ナンバーの車に対して、嫌がらせなどの行為は行わないでください。

法務省人権相談窓口みんなの人権 110番

☎ 0570-003-110

女性の人権ホットライン

☎ 0570-070-110

子どもの人権 110番

☎ 0120-007-110

外国語人権相談ダイヤル

☎ 0570-090-911

新しい支援について

鳥羽市新型コロナウイルス感染症関連助成金等事務相談所

商工労政係 ☎ ㊟ 1156

鳥羽市新型コロナウイルス感染症関連助成金等事務相談所 ☎ ㊟ 1241

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により国、県および市の助成金などの事務手続きを支援するために鳥羽市新型コロナウイルス感染症関連助成金等事務相談所を開設しています。

なお、10月上旬より申請受付が開始される「三重県地域経済応援支援金」や「鳥羽市経済応援支援金」の相談も受け付けします。

と き 毎週月曜～金曜日の午前9時～午後4時（祝日・年末年始の閉庁日を除く）

と ころ 鳥羽市役所西庁舎3階 ※予約制ですので、あらかじめご連絡のうえ来所してください。

三重県地域経済応援支援金

三重県地域経済応援支援金事務局 ☎ 059-224-2838

令和3年8月の三重県まん延防止等重点措置および三重県緊急事態宣言発出に伴う飲食店の休業・時短営業、外出自粛などの要請に伴い、特に厳しい状況にある県内の中小法人・個人事業者などの事業継続を支援するため、支援金を支給します。

対象事業者 三重県内に本店または主たる事業所を有する中小法人・個人事業などであること
※くわしくは、10月上旬に発表される三重県ホームページを参照してください。

主な支給要件 8月、9月、それぞれの売上が、前年または前々年同月比で30%以上の減少があること

※ただし、三重県が実施するほかの協力金との併給は不可。

※50%以上売上が減少している事業者は、国の「月次支援金」を併せて利用できます。



三重県地域経済
応援支援金

対象月および支給金額 8月、9月、それぞれの月において、1事業者あたり以下の金額を上限に、各月の売上減少額から国の月次支援金の給付額を控除した金額を支給

売上減少率	30%以上70%未満	70%以上90%未満	90%以上
中小法人など	10万円	20万円	30万円
個人事業者など	5万円	10万円	15万円

申請受付 10月上旬に申請要項の公表、申請受付開始（予定）

鳥羽市経済応援支援金

鳥羽市農水商工課 ☎ ㊟ 1156

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和3年8月、9月の月の売上が前年および前々年と比較して30%以上50%未満減少している中小法人・個人事業者などのうち、三重県地域経済応援支援金等の対象となっている事業者に対して支援金を支給します。

対象事業者 次の全てを満たす事業者を対象とします。

①鳥羽市内で事業を行っていること

②三重県地域経済応援支援金または三重県酒類販売事業者等支援金の支給・申請中であること

主な支給要件 8月、9月、それぞれの売上が、前年または前々年同月比で30%以上50%未満の減少があること
※本支援金の申請対象月に、国の月次支援金、県の時短要請協力金の支給を受けているときは支給対象外とします。
※売上対比の方法について国の月次支援金に準じる。

支給金額 8月、9月、それぞれの月において、1事業者あたり、以下の額を上限に支給します。

中小法人など 1事業者あたり (上限) 10万円/月

個人事業者など 1事業者あたり (上限) 5万円/月

申請受付 10月中旬（予定）

必要書類 10月上旬に発表される三重県地域経済応援支援金の必要書類に準ずる

継続的な支援について

■ 『傷病手当金』 / 市民課保険年金係 ☎ ㊟ 1148

対象者 (右記の4つの条件をすべて満たすか)	①給与の支払いを受けている鳥羽市国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者 ②新型コロナウイルスに感染、または感染が疑われることにより、療養のため仕事ができなくなった ③3日間連続して仕事を休み、4日目以降に休んだ日が、令和2年1月1日から令和3年12月31日までである ④給与などの支払いを受けられないか、一部減額されて支払われている
支給内容	支給開始日の属する月以前の直近3か月の給与などの収入額の合計を就労日数で除した額の2/3に相当する額(上限あり) 支給総額 = 給与などの収入額の合計を就労日数で除した額 × 3分の2 × 支給日数 ※支払われた給与などの額が、傷病手当金の支給額を下回っている場合は、傷病手当金と支払われた給与の差額分

■ 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)』 / 健康福祉課子育て支援室 ☎ ㊟ 1184

対象者	①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けているか ②公的年金給付などを受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止されるか ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給しているかと同じ水準となっているか
支援内容	児童1人当たり一律5万円

■ 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)』 / 健康福祉課子育て支援室 ☎ ㊟ 1184

対象者	①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けているかであって、令和3年度分の住民税均等割が非課税のか ②①のほか、対象児童(18歳年度末までの子(障がい児については20歳未満))の養育者であって、次のいずれかに該当するか ・令和3年度分の住民税均等割が非課税であるか ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税であるかと同様の事情にあると認められるか
支給内容	児童1人当たり一律5万円

■ 『住居確保給付金』 / 鳥羽市社会福祉協議会 ☎ ㊟ 1188

支給額	収入に応じて調整された家賃相当額(基準額以下のかたは家賃全額) ※計算式: 基準額 + 家賃額 - 月収 ※上限: 33,400円(単身世帯)、40,000円(2人世帯)、43,400円(3人以上世帯)
基準額	世帯人数: 1人 78,000円、2人 115,000円、3人 140,000円、4人 175,000円、5人 209,000円
支給期間	3か月間(一定の条件により3か月間の延長および再延長が可能) ※最長9か月
支給方法	大家・不動産媒介業者へ代理納付

■ 『緊急小口資金(特例貸付)』 / 鳥羽市社会福祉協議会 ☎ ㊟ 1188

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯				
貸付上限額	<ul style="list-style-type: none"> 学校などの休業、個人事業主などの特例の場合…20万円以内 その他の場合…10万円以内 				
措置期間	1年以内	償還期間	2年以内	貸付利子・保証人	無利子・不要

■ 『総合支援資金』 ※総合支援資金のうち、生活支援費 / 鳥羽市社会福祉協議会 ☎ ㊟ 1188

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯				
貸付上限額	<ul style="list-style-type: none"> 2人以上…月20万円以内 単身…月15万円以内 ※いずれも貸付期間は原則3月以内				
措置期間	1年以内	償還期間	10年以内	貸付利子・保証人	無利子・不要

■ 『鳥羽市災害見舞金』 / 健康福祉課生活支援係 ☎ ㉔ 1115

対象者	新型コロナウイルス感染症の陽性となったかた本人
支給内容	見舞金1万円

■ 『鳥羽市新型コロナウイルス感染症臨時生活支援金』 / 健康福祉課生活支援係 ☎ ㉔ 1115

対象者	新型コロナウイルス感染症の陽性となったかた本人、または同居家族
支給内容	支援金1万円

■ 『鳥羽市新型コロナウイルス感染症臨時生活支援物資事業』 / 健康福祉課生活支援係 ☎ ㉔ 1115

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の陽性となったかた、または同居家族で自宅療養、自宅待機を要請されたかた 濃厚接触者と認定された本人、または同居家族で自宅待機を要請されたかた ※いずれも親族などの支援を受けることが困難な場合に限りです
支給内容	2週間分の食料品、生活用品（希望者のみ必要に応じて）※産地やメーカーなどは選べません ・食料品／米、レトルト食品、乾麺など ・生活用品／トイレトペーパー、生理用品、子どもおもむつなど

■ 『離職者に対する市営住宅の提供』 / 建設課管理係 ☎ ㉔ 1171

対象者	市内に住所または解雇前（または解雇予定）の勤務先があり、令和2年5月1日以降に居住していた住居から退去を余儀なくされるかた
支援内容	対象者に原則1年以内の間、市営住宅の一時使用を認めます やむを得ない理由がある場合には、一時使用期間をさらに1年間延長します

■ 『事業所等消毒応援補助金』 / 健康福祉課健康係 ☎ ㉔ 1146

対象者	市内事業所で、従業員からの感染者発生もしくは外部感染者（宿泊者など）が利用したことにより、消毒作業を実施した事業所
支給内容	消毒費用の半額を補助（上限30万円）

市税や保険料などの猶予・減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入などが大きく減少した場合は、市税や保険料などの納付の猶予や減免の制度があります。まずは各担当に相談してください。

税・料金名	措置内容		相談先
	猶予	減免	
介護保険料	徴収を1年間猶予 (猶予中の延滞金は一部または全部免除)	あり	健康福祉課長寿介護係 ☎ ㉔ 1186
国民年金保険料	あり	あり	市民課保険年金係 ☎ ㉔ 1148 伊勢年金事務所 ☎ 0596 ㉔ 3601
国民健康保険税	徴収を1年間猶予 (猶予中の延滞金は一部または全部免除)	あり	(猶予について) 税務課特別滞納整理係 ☎ ㉔ 1136
市税	徴収を1年間猶予 (猶予中の延滞金は一部または全部免除)	—	管理収納係 ☎ ㉔ 1132 (減免について)市民税係 ☎ ㉔ 1134
後期高齢者医療保険料	徴収を6か月猶予 (猶予中の延滞金は一部または全部免除)	あり	市民課保険年金係 ☎ ㉔ 1148
市営住宅家賃	個々の状況に応じて猶予	—	建設課管理係 ☎ ㉔ 1171

高齢者のみなさんとその周りのかたへ ~コロナ禍を健康にのりこえるために~

健康福祉課地域包括支援センター ☎ ㉔ 1182

新型コロナウイルス感染症による自粛生活がつづいています。感染を恐れるあまり外出を控えすぎて閉じこもったり、足腰が弱くなって歩きにくくなってしまったりするケースが増えています。

簡単チェック!! ※ひとつでも当てはまれば要注意です

- | | | |
|---|--------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 歩くのが遅くなった | <input type="checkbox"/> お茶や汁物でよくむせる | <input type="checkbox"/> 食べ物が噛みにくくなった |
| <input type="checkbox"/> 外出を楽しむことや、人と会う機会が減った | <input type="checkbox"/> もの忘れが気になる | |

早めにご相談ください。保健師、社会福祉士、ケアマネジャー、理学療法士などの専門職が対応します。